



川監委発第213号

令和5年3月28日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 小野澤康弘様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 矢部 節
同 三上喜久蔵

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

総務部

総務課、職員課、契約課、技術管理課、人権推進課

都市計画部

都市計画課、都市景観課、都市整備課、交通政策課、公園整備課、

建築指導課、開発指導課、川越駅西口まちづくり推進室、

新河岸駅周辺地区整備事務所

第3 監査の期間

令和4年11月1日から令和5年3月28日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和4年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。

（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

- ・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

- ・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

- ・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報管理について
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員
中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、監査の結果は、以下のとおりである。

【総務部】

おおむね適正に執行されていた。

【都市計画部】

以下の事項を除きおおむね適正に執行されていた。

(意見)

交通政策課

1 補助金の交付事務について

市内循環バス運行経費補助金ほか1件について、申請書類に関して、交付要綱において規定している提出時期の通知がされておらず、事業完了後に提出されていた。また、添付が必要な申請者が営む主な事業を記載した書類及び収支予算書が添付されていないものがある等の不備が見られた。

今後は、交付要綱にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

※取り扱い

指 摘： 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意見： 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らし、違反とまでは言えないが、その妥当性に何らかの課題が認められ不適切と言わざるをえないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は、行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。